

会議の名称	広報広聴委員会	開催月日・令和5年12月22日 開会時間・午前・午後3時32分 閉会時間・午前・午後3時52分
出席者	野口 佳宏 河崎 周平 安藤 誠 後藤 徹 堀 隆和 花村 隆	
欠席者		
オブザーバー	議長 藤川 貴雄 副議長 安井 智子	
傍聴者		
説明のために出席した者	堀議会事務局長 藤井議会総務課長 大下議会総務課課長補佐 中村議会総務課主任	
協議事項	○ 議会だよりについて	

【開会=午後 3 時 3 2 分】

野口委員長

ただいまから広報広聴委員会を開会いたします。
本日は市議会だよりについてを議題といたします。2月1日発行の12月定例会に係る市議会だより掲載記事のうち、ピックアップにつきまして、前回の協議においてお願いいたしましたが一連の審議、審査が終わりましたので、候補になりうると思われるものを2、3案程度挙げていただきたいと思います。順にご意見をお聞かせください。

花村委員

羽島市営住宅管理条例の一部を改正する条例のパートナーシップに関係した条例改正と、羽島市国民健康保険税条例の妊娠したかたの保険税額の割引はいかがかと思いません。

野口委員長

ほかに庁舎の関係とか。

花村委員

羽島市老人福祉センターの廃止に関する条例についてもどうかと思います。

河崎委員

本日のふるさと納税に関する意見書ですね、あれもどうかと思っています。

野口委員長

事務局と相談して、記載するような感じでやらせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
次、表紙でございます。前回、意見交換会の案が挙がっております。その後、委員においてさらに候補となりうる風景や行事、自身で撮影された写真などありましたらご発言願います。なかったら意見交換会の表紙でいきたいと思いますがどうでしょうか。

(発言なし)

野口委員長

意見交換会の写真ということで、いい写真はあるのかな。まだ決める必要ないので、年末年始、もし左義長の写真とか、もし地域でありましたら、ご提供をいただきたいと思います。このように思っております。今のところは意見交換会の写真でいくというところでございますので、お願いいたします。以上で市議会だよりの編集について終了いたします。
その他について、市民の意見の把握のあり方について、意見箱の取り扱いについて協議したいと思います。前回の

委員会の際に意見箱設置要綱案をお配りしましたので、順にご意見などをお聞きしたいと思います。案が示されておりまして、基本的なことが書いてあります。重要なのが赤字になってるところだと思うんですけど、第3条、第4条設置場所ですね、第3条は。羽島市役所の本庁舎4階、その他議長が適当と認めた場所、市議会ホームページ。

提出の方法、市議会が設置する意見箱に投函する。市議会ホームページに記載された電子フォームに入力をする。

提出の条件は、氏名、住所、電話番号、電子メールアドレスを明記すること。

回答の拒否、議長は回答しないことができる。前条に掲げる事項を明記していないもの、記入用紙の記載内容が不明瞭または読むことができないもの、誹謗中傷のもの、プライバシーに関するものはだめ、営利を目的としたもの、いろいろありますけれども。

個人情報の取り扱い、個人情報保護条例第3条に基づき適正に管理するものとする。

意見等の処理、第4条により提出された意見等については広報広聴委員会で対応を協議するものとする。広報広聴委員会は提出された意見についての協議において、議会運営委員会、所管の常任委員会または特別委員会等に整理及び調査を依頼すること。依頼を受けた委員会は意見等の適切な処理と議会活動への反映に努めなければならない。

回答及び公表、意見等及びこれに関わる議会の対応については必要に応じ提出者に回答を送付するとともに、市議会ホームページ等で公表すること。

この要綱に定めるもののほか、意見箱の設置に関し必要な事項は議長が別に定める。どうでしょうか皆さん。

河崎委員

これなんですけれども、電子入力フォームのページをQRコードに置き換えて、議長が許可したところにどこでも貼っていいよというような捉え方でよかったですか。3と4にまたがるんですけども、市議会ホームページに掲載された電子フォームに入力とあると思うんですけど、この電子入力フォームのところのページをQRコードにして、例えばそのQRコードをいろんなところに貼り付けるというか、実際の例えば4階の受付のところとそのQRコードを置いたりとかではなくて、議会広報誌のどこかの紙面にそのQRコードを置くとかというところまで踏み込んでいい話ですか。

野口委員長	QRコードにしたとしても、市議会のホームページに行くということですよ。
議会総務課課長 補佐	<p>今のお話は多分、透明パーテーションに秘書広報課が市公式LINEリンクに飛ぶQRコードを貼り付けていたことがあったのを見かけましたので、多分そういうものに類する、QRコードを読み込めば意見箱に投函ができるというものを庁舎内のどこかに貼り付けるという話かというふうに想像されますが、庁舎内での貼り出しに関しましては、庁舎管理者との調整が出てきますので、ここでの即答はちょっとしにくいところになると思います。議会だよりの掲載についてはこちらの広報紙になりますので、委員会でそのあたりは協議いただいてということによろしいかと考えます。</p>
花村委員	<p>第5条で、次に掲げる事項を明記しなければならない。 (4)で電子メールアドレスとあるんだけど、電子メールアドレス持っていない人は回答を求められんということになるので、ちょっとここを考えていただいた方がいいかなというふうに考えました。</p>
野口委員長	<p>前条に掲げる事項を明記、全部埋めなあかんのかという話だと思うんですけど、電子メールアドレスいらんんじゃないの。返事するとき何か書いてないとあかんね、用紙かフォームに。</p>
議会総務課課長 補佐	<p>実際にはそういう話もあり得ますので、実際いただいた意見についてはこちらで協議していただくことになりますので、そういう形式的な部分についても、その協議の中で書いてなくてもそれは致し方ないというところで見ただければ、個別判断ということで、実際にはお願いできればと考えています。</p>
野口委員長	<p>よろしいですか。</p> <p>(異議なし)</p>
野口委員長	<p>次行きます。市議会公式フェイスブックページについて協議したいと思います。現在、市議会公式フェイスブックでは、定例会、議長公務、議会だよりのお知らせ等を投稿していますが、フェイスブック運用方針では、掲載情報と</p>

議会総務課課長 補佐	<p>して羽島市議会定例会、臨時会、委員会、議長公務、行政視察のほか、研修会等の情報、市の魅力を伝える情報、その他としております。そこで、運用方針にありますように、委員会や全員協議会などの協議事項を投稿し、より議会活動の周知を図ってはとありますがご意見ございますでしょうか。これをどういうふうにするか、膨大なやり取りをですよ、全協となると。</p>
野口委員長	<p>私どもで今のところ考えておりますのは、他市議会の例で申しますと、開催予定、何月何日行いますというようなことも一言二言で情報提供もしつつ、開催後に例えばタイトルだけ、この件について協議を行いましたというようなところで、後日会議録等をご覧くださいみたいな、とりあえずあまり長くないような一言二言でという方法でできないかというふうに考えております。</p> <p>ありがとうございます。どうでしょうか。何も問題ないのかなと思ったりもするんですけども、よろしいですかね。</p>
野口委員長	<p>(異議なし)</p> <p>やるということで、議長何かありましたらお願いします。</p> <p>(発言なし)</p>
野口委員長	<p>次回、議会だよりの編集のために広報広聴委員会の日程を第2週、第3週で2回行う必要がございます。1回目の候補として12か15、午前中がいいよね、午前中にしましょう。ということで10時。次、2回目が17か18。18の午前で。午前だと10時からということで。</p> <p>そういえば、2つの常任委員会の意見交換会の日程はどうなったの、派遣する人決めなきゃいけないでしょ。</p>
議会総務課長	<p>2月17日の午前中が民文です。</p>
野口委員長	<p>総務は。</p>
花村委員	<p>24日、正午集合。</p>
野口委員長	<p>この前産建で行っていただいた人は安藤委員と後藤委員。</p>

堀委員	17日はいないので、24日にしてください。
野口委員長	堀委員は24日。
花村委員	私、17日。
河崎委員	私、17日で。
野口委員長	<p>広報広聴委員会の委員の派遣について、2月17日の民文の意見交換会については花村委員と河崎委員、2月24日の総務に関しては堀委員と私ということによろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>
野口委員長	では終わります。ありがとうございました。
	【委員会終了＝午後3時52分】